平成２２年（フ）第２２号
愛媛県大洲市長浜町今坊甲1259番地
債務者　中伊　準二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２３号
愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地298番地２
債務者　宇都宮敬晶
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時50分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１０１１号
横浜市中区本郷町３丁目155番地５
債務者　柴田　晶子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３０号
横浜市旭区中希望が丘71－５－505、住民票上の住所横浜市栄区小山台２丁目９番15－401号
債務者　小野　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２０号
神奈川県高座郡寒川町倉見2216番地２　倉見ハイツⅡ　201
債務者　別所　真治
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３７号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目１番33号　グランシャリオ206
債務者　橋本　　敦
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３８号
横浜市戸塚区汲沢町1166番地
債務者　菅原　直己
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４号
神奈川県座間市入谷４丁目2672番地の８　秀美ハイツ201号
債務者　小菅　和男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０２号
相模原市南区上鶴間本町８丁目25番７号　グレイス201
債務者　小林　正之
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０７号
相模原市中央区上溝７丁目３番20号　モナークマンション上溝弐番館903
債務者　嘉瀬　拓也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１１号
相模原市中央区横山２丁目３番７号
債務者　比嘉　保信
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１２号
相模原市南区相模台４丁目７番15号
債務者　海上由美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１４号
相模原市南区上鶴間本町４丁目３番19号　慶美コーポ102
債務者　彦坂　祐介
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１７号
相模原市中央区相模原３丁目３番４号　メゾンエクレーレ相模原Ⅲ502号室
債務者　小森　秀昭
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２６号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番19－501号　コリーナ33
債務者　境　　清一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部